

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ	ユウゲンガイシャ チャノキ			
法人名	有限会社 茶の木			
法人所在地	〒 5820026	大阪府柏原市旭ヶ丘2丁目14番6号		
フリガナ	マツモト タイチ			
書類作成担当者	松本 太智			
連絡先	電話番号	072-290-7193	E-mail	chanoki@kind.ocn.ne.jp

2 賃金改善計画について

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(令和6年2～5月分)	170,780	円	
②賃金改善の見込額(令和6年2～5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	172,000	円	←
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(令和6年4・5月分)	85,390	円	(67.92) % ←
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	86,000	円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額 (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	58,000	円	
福祉・介護職員の賃金改善の見込額(参考)	86,000	円	
うち、基本給等による改善の見込額	58,000	円	(67.44) %
	(一月あたり)	29,000	円
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)		円	
うち、基本給等による改善の見込額		円	(0.00) %
	(一月あたり)	0	円

【記入上の注意】

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。
Ⅰ 交付金による賃金改善の見込額が交付金による収入額(交付金の見込額)以上となること
Ⅱ 令和6年4・5月分の交付金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ・ ②「賃金改善の見込額」には、交付金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

✓	処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	←
---	---------------------------------------	---

【記入上の注意】

- ・ 「処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- ・ サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることである。
- ・ ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)	☒	基本給		決まって毎月支払われる手当(新設)		決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)	
	上記以外 (必ず選択)		手当(新設)		手当(既存の増額)	☒	賞与	
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)							
			就業規則の見直し	☒	賃金規程の見直し		その他 ()	
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。							
	ベースアップ等支援加算による収入においては全額基本給の引き上げ及び賞与にて社員に支給するものとする。各人に対する支給額は勤務成績、経験、資格等を考慮し決定する。							
③ベースアップの実施予定	☒	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情					
		実施しない						

「基本給等
また、本加

「その他」
右側のカッ

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
✓ 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
✓ 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
✓ 交付金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
✓ 交付金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 交付金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

例えば、従
月に職員に
ことで、6

✓	令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の支払に係る大阪府国民健康保険団体連合会から大阪府への支払口座情報の提供に同意します。
✓	計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
✓	計画書に記載した事業所にかかる補助金の交付を、様式2-2又は2-3で希望した口座へまとめて振り込みを行うことに同意する。
✓	大阪府介護職員等処遇改善支援補助金について、大阪府介護職員等処遇改善支援補助金(障がい者福祉事業)交付要綱第3条の規定により、上記のとおり申請します。
令和 6 年 4 月 19 日 法人名 有限会社 茶の木 代表者 職名 代表取締役 氏名 松本 太智	

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて	
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	☐
2 賃金改善計画について	
② 賃金改善の見込額が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額以上となっている	☐
③ 基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)が交付金の見込額(令和6年4・5月分)の2/3以上となっている	☐
3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	
処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を行っている	☐
4 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法	
「賃金改善を行う賃金項目及び方法」について、チェック(✓)が入っていない項目か、空欄の項目がない	☐
5 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	☐
誓約について、空欄の項目がない	☐
別紙様式2-2(補助金)	
債権譲渡の事業所の国保連口座が「振込先口座」になっていない	☐
国保連口座か、債権譲渡事業所用の振込口座として別途登録した口座のうち、「振込先口座」が1つだけ選択されている	☐
①の債権譲渡の事業所がないのに、③の債権譲渡の届出口座が「○」になっていない	☐

法人名	有限会社 茶の木
-----	----------

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金額(見込額)の合計[円](d)	170,780
うち、令和6年4・5月分の交付金額(見込額)の合計[円](e)	85,390

【記入上の注意】
・処遇改善臨時特例交付金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で交付金額以上となる賃金改善等の要件を満たしていれば足りること。
・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。
・交付金の支払は、原則として、国保連合会に登録している介護給付費等の振込先口座のうちのいずれかに、都道府県ごと、法人ごとに振り込まれる。そのため、振込先の希望を、②と③の全体で1つだけ選択すること。具体的には、
・②の列で、事業所の「国保連合会の振込先口座」を1つのみ「○」を付けること。

通し番号	障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ベースアップ等加算の有無(令和6年4月から算定見込みである場合を含む)	一月あたり障害福祉サービス等報酬総額[円](a)	交付率(b)	交付対象期間(c)		福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(d) (a×b×c) [円]	うち、令和6年4・5月分の交付金の見込額(e)(d×1/2)[円]	①債権譲渡の有無(該当するもの全てに「○」)	②のいずれか又は③に○ (全体で1つのみに「○」)		
			都道府県	市区町村											②国保連合会に登録している口座のうち、振込先の希望	③債権譲渡がある場合、別途届け出た口座	
1	2714800063	松原市	大阪府	松原市	介護支援センター茶の木ヘルパー	居宅介護	○	1,598,602	1.6%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)		102,308	51,154		○		
2	2714800063	松原市	大阪府	松原市	介護支援センター茶の木ヘルパー	重度訪問介護	○	0	1.6%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)		0	0				
3	2714800063	松原市	大阪府	松原市	介護支援センター茶の木ヘルパー	同行援護	○	17,807	1.6%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)		1,136	568				
4	2716500349	堺市	大阪府	堺市	介護支援センター茶の木堺ヘルパー	居宅介護	○	796,914	1.6%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)		51,000	25,500				
5	2716500349	堺市	大阪府	堺市	介護支援センター茶の木堺ヘルパー	重度訪問介護	○	39,013	1.6%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)		2,496	1,248				
6	2716500349	堺市	大阪府	堺市	介護支援センター茶の木堺ヘルパー	同行援護	○	216,291	1.6%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)		13,840	6,920				
7										令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)							
8										令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)							
9										令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)							
10										令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)							
11										令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)							
12										令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)							
13										令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)							
14										令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)							
15										令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)							
16										令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)							
17										令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)							
18										令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)							
19										令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)							
20										令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ケ月)							